

年金記録確認四国地方第三者委員会第1部会（第190回） 議事要旨

1 日 時 平成25年11月12日（火） 14時00分から16時25分

2 場 所 年金記録確認四国地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 大谷部会長、吉田委員、吉井委員

（四国支局） 安原局長

（事務室） 藤田事務室次長

4 主な議題

(1) あっせん等案確認

(2) 申立事案審議

(3) その他

5 会議の経過

(1) 今回部会で、継続5事案（厚生年金事案4件、国民年金事案1件）と新規4事案（厚生年金事案3件、国民年金事案1件）を審議した。

継続5事案のうち、2事案（厚生年金事案と国民年金事案各1件）については年金記録を訂正する必要があることを、3事案（全て厚生年金事案）については年金記録を訂正する必要があることを、それぞれ決定した。

新規4事案については、全て年金記録を訂正する必要がある方向で決定することとなった。

(2) 次回は、平成25年11月27日（水）午後2時00分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認四国地方第三者委員会第2部会（第188回） 議事要旨

1 日 時 平成25年11月12日（火）13時15分から16時40分

2 場 所 年金記録確認四国地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 堀井部会長、塩田委員、藤目委員

（事務局） 山田事務室長、石本事務室次長

4 主な議題

- (1) 意見陳述
- (2) あっせん等案審議
- (3) 申立事案審議
- (4) その他

5 会議の経過

- (1) 口頭意見陳述要請のあった1事案（厚生年金事案）について、申立人から意見聴取した後、委員が申立人と質疑応答を行った。
- (2) 今回部会で、継続7事案（厚生年金6事案、国民年金1事案）と新規5事案（全て厚生年金事案）を審議した。
継続事案のうち、4事案（全て厚生年金事案）については年金記録の訂正についてあっせんすることを、1事案（厚生年金事案）については年金記録を訂正する必要が無いことを、それぞれ決定した。残る2事案（厚生年金1事案、国民年金1事案）については、年金記録を訂正する必要が無い方向で決定することとなった。
また、新規5事案のうち4事案については年金記録の訂正についてあっせんする方向で、1事案については年金記録を訂正する必要が無い方向で決定することとなった。
- (3) 次回は、平成25年11月27日（水）14時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認四国地方第三者委員会第1部会（第191回） 議事要旨

1 日 時 平成25年11月27日（水） 14時00分から15時40分

2 場 所 年金記録確認四国地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 大谷部会長、吉田委員、大内委員

（事務局） 藤田事務室次長

4 主な議題

(1) あっせん等案確認

(2) 申立事案審議

(3) その他

5 会議の経過

(1) 今回部会で、継続3事案（厚生年金事案2件及び国民年金事案1件）と新規5事案（厚生年金事案4件、国民年金事案1件）を審議した。

継続3事案のうち、2事案については年金記録を訂正する必要があることを決定した。残り1事案については、再調整が必要な事項が認められたことから、改めて審議することとなった。

新規5事案のうち、1事案（厚生年金事案）については年金記録を訂正する必要がある方向で、4事案（厚生年金事案3件及び国民年金事案1件）については年金記録を訂正する必要がある方向で、それぞれ決定することとなった。

(2) 次回は、平成25年12月10日（火）午後3時00分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認四国地方第三者委員会第2部会（第189回） 議事要旨

1 日 時 平成25年11月27日（水）14時25分から16時40分

2 場 所 年金記録確認四国地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 堀井部会長、塩田委員、藤目委員、西山委員

（事務局） 石本事務室次長

4 主な議題

(1) あっせん等案審議

(2) 申立事案審議

(3) その他

5 会議の経過

(1) 今回部会で、継続5事案（厚生年金事案4件、国民年金事案1件）と新規5事案（厚生年金事案3件、国民年金事案2件）を審議した。

継続事案のうち、2事案（全て厚生年金事案）については年金記録の訂正についてあっせんすることを、3事案（厚生年金事案2件、国民年金事案1件）については年金記録を訂正する必要が無いことを、それぞれ決定した。

新規5事案のうち2事案（全て厚生年金事案）については年金記録の訂正についてあっせんする方向で、2事案（厚生年金事案1件、国民年金事案1件）については年金記録を訂正する必要が無い方向で決定することとなった。また、1事案（国民年金事案）については、更に資料等を収集する必要性が認められたことから、継続して審議を行うこととなった。

(2) 次回は、平成25年12月10日（火）15時00分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局
後日修正の可能性あり 〕